

議 長

続いて、圓山議員の一般質問を行います。8番圓山議員。

8番
圓山議員

失礼致します。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。質問の要旨でございますが、「基幹産業の農業・林業の取り組みについて尋ねる」ものであります。内容は、基幹産業の農業だけで生計が成り立たないそうした中、後継者だけを求めても生活ができない中で兼業で支える農業・農家ではなくて、専業農家を育てる支援員、また定住の促進員など配置して町の根本的な施策として取り組む必要があると感じておりますが、答弁を求めます。

2番目に「地籍調査について」でございます。当町の地籍調査も完了した中で地目・境界等について疑問を生じる個所が見られるが、そういうものに対して見直し、また調整などをする必要はもうないのか。高齢化で境界の現地確認が出来ず曖昧で済ましているなど有ってはならない話ではありましようが、事実そうした声を町民から聞く事もございます。これも併せて答弁をお願い致します。以上です。

議 長

それでは、圓山議員の質問のうち1項目めの「基幹産業の農業・林業の取り組みについて尋ねる」に対する、答弁をお願い致します。
番外谷川産業振興課長。

番外谷川産
業振興課長

それでは、ご質問のありました、「基幹産業の農業・林業の取り組みについて」お答え致します。

本町の農業は、米生産が中心となっております。米価が低迷する一方で、生産資材は高騰している状態です。特に中山間地域の農業を取り巻く環境は、厳しいものがございます。地形条件の悪い本町では、一定規模の面積を要する物については厳しいものがございます。また、地形を活かし集約的に行う園芸などの専業農家を育成する必要があると考えております。現在、専業農家として、認定しております認定農業者は、水稻と受託作業経営の2件、畜産で2件、西条柿経営の1件の方がいらっしゃいます。

こういった状況の中、専業農家を育てる支援員というのは、高度の農業技術並びに農業経営の知識が豊富でかつその指導力が優れている方を配置する事と解しますが、現時点で町がこれらの方を直接雇用することは相当に困難であろうと考えております。技術的に高度な専門知識が必要であったり助言については、県の農業普及員や農業試験場あるいはJA等からの支援を仰ぐ事が身近に出来ますし、農業経営についても県やJA等の支援を受けることが十分に出来ると思われれます。町としては、農業公社や県、JAと連携し、関係機関と繋げていくことで農家を支援して行くこととしております。又、定住の促進員などの配置をといた事でしたが、新年度から定住希望者と地域を繋ぐ役割などになっていただける人材として、それぞれの地域から定住相

番外谷川産
業振興課長 談支援員をお願いしては、という検討をしております。それらの制度を有効に連携する事で総合的に支援していければと考えております。

議 長 再質問ございますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員 いろいろ支援はしていただきたいんですけども、実際にIターン・Uターンで帰って来られまして、三原で農業をやろう、実際に田んぼの面積は一丁ありませんでした。7反、8反。全く経験のない方ですから、その家にあったトラクターを借りて、どうして作れば良いのかいろいろ聞きますと、「先ず農協に相談してみんさい。苗を頼んで、肥料を頼めば出来るけえ。」という事でトラクターで荒お越しして肥料を入れて、それから農協へ苗を頼んで田植えを始めます。最終的にどうなるかと言ったら農協から請求書がくるんですね。肥料代なんぼ、稲代なんぼ、苗代なんぼ、それが通帳からひとりで落とされる訳です。ところが米も売上も入っていない段階から支払いをしなくちゃいけない。だから最終的に米の売上が入って、農協の支払いと、どっちがどうだって言ったら全然プラスにならない。こういう農業はやっぱり、やれと言われても出来ないです、となると米の値段が高ければ十分に支払うものも支払って残る訳ですから。そうかと言って米価がね川本の米が高い米が出来るかと言ったら、そうそう簡単に出来るものではない。ただやっぱりそうした方もいろいろ努力されまして、じゃあ高い米を作ろうっていうので川本町で取っているJASですか日本農林規格JASの認定を受けて、その田んぼの中を全部その低農薬、無農薬というのは出来なかったそうですが、低農薬という許可をいただいて、川本町一番だそうです。先般あちこち出されて30kgで3万円だ4万円だと売っておられるそうですが、やはりそうしたブランド米を作っていないとIターン・Uターンの方に三原へ来て、三原へ帰って米を作りましょう、農業をしましょうと言っても誰も作られる方が無いと思います。そういう意味で町づくりの中でIターンを迎えるについても、そういう作物を作れば貴方は絶対、三原で農業だけで出来ますよと、生活できますよと、Iターンで空き家の対策を含めて人口の増加を図るっていうふうに関連していく事も出来るんじゃないかと思う訳ですが、取り敢えずはそういうお米を作るという事を町の1つの施策として打ち上げていただきたい。それで先般、また同じように帰って来られた方が川本は何をしようとしているのか分からん。まちづくり推進課は何をしようとしているのか分からんっていうのを仰いました。だから川本町はこういう事をやろうと思っているというのは一言云えるように、これは課長じゃない、町長さんに言って貰いたい。川本町はこういう物を作りたい、こういう町であって欲しいと、特に生産していくっていうのは大変に大事なことであろうと思います。生産力は低くなると崩壊する一方です。だから生産力は高くないとその地域が栄える事は先ずない。2、3年前、私は生産性を高めるという事で、じいさん、ばあさんばかり集めてどうするんだって言ったら叱られましたがね。その言

8番
圓山議員

葉の表現はあまり良くないって叱られましたが。お年寄りでもお年寄りが一人と当然その介護で面倒見るのが若い人は3人ぐらい必要な訳ですから。いろんな意味で生産の役に立つ訳なんです。だからそれは今人間の話ですけども、その物作りとしてそういうブランド、特質した米を作る。それで隣の芝生が青く見えるのはどうなんですかね、邑南町や美郷町などはいろんな事が目に入ります。それで先般も邑南町で何とか教室っていうのをやっているらしいです。随分と人が行っているみたいですよ。あそこはやっぱり今、人を作ろう、人間を育てようというふうなそういう教室が随分あるみたいですよ。三原からも4人も5人も行っておられます。そういう意識の高まりがひいてはそのブランド化した米を作ろうとか拘っていかれるんじゃないかと思うんです。そうすると当然、有機肥料を作らなきゃいけない訳ですから、山野の草を刈って堆肥にしたり、もっと分かり易く言ったら農協の肥料の不害運動みたいなものです。そういうふうな化学肥料を使わないで肥料は自分達で作ろうとか、そこまで行けば本当に美味しいお米が出来るのかなという気がしますが、そういう意識を高めていくような啓発活動をどこかでされる考えはありませんか。そして同時にそれが或る意味では外から人を呼び込む為の謳い文句になるんじゃないかと。そうしないと行ったように5反でも1丁でも米を作ったって全然合わない。肥料代や苗代をみんな農協が持って行かれる。そういう仕組みじゃなくして、本当に良い物を作っていけば自分の来た人のその人の収入に繋がっていくっていうような農法、如何でございますか。お願い致します。

議 長

番外三宅町長。

番外
三宅町長

まず農業に対して志のある若者に対しましては、全面的に支援をしていきたいというふうに考えております。ただこの農業で生計を立てるという事になりますと、これは可成り難しいものであります。相当な知識・経験・資金それから経営感覚、これをもって初めて専業農家として成り立って参ります。百姓という言葉がございますが、何でも出来るから百姓であって、これは立派な尊敬語であります。午前中のところで5番議員の方でも申し上げましたが、このそうした初めから農業で生活するのはなかなか難しいものでありまして、その事はこの誰もが分かっている事でありまして、国もそれを支援する制度も出ております。従って暫くはその支援を使って本人が実力を付けて新規就農をするという事が大切であろうかと思っております。それから今ありました米作りもこれだけ米価が下がってきますと、なかなか通常の米だけでというのはなかなか経営的にも難しゅうございます。特色のある米作りこれは今全国で取り組んでおります。これもひとつの付加価値を少しでも高めて売っていかうと試みでございまして、これにつきましてはやはり川本町、通常の規模拡大ではなかなか難しい土地柄ではありますので、特色ある米作りについては全面的に支援をしていきたいというふうに考えております。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

是非ともそういう特色のある米作りには大いに支援をしていただきたいと願っております。私の三原地域でも6反、8反あれば十分その米農家だけで生活できた時代がありました。ただ段々それが出来なくなる。そうすると畝で田んぼを耕すのも大変ですから耕耘機を買う、耕耘機の次はトラクターを買う。そうすると機械を導入する事によってその機械代の支払いというものが発生する、段々回転がしないから今度は外へ勤めに出るというふうな形で兼業農家になっていってしまう。ところが近隣の邑南町辺りに聞いてみますと3反の農地しかない農家が年収1億円を出しているという話を聞きました。それは確かにその農家の方はいろいろな努力をされています。3反の面積を3回回転させればいわば一丁ですからね。そういうふうな回転をさせて物を作られておられる、そういうふうな話も聞きました。やはりやる気のある人間がいないと、最初から補助金を付けてしまったら絶対に育たない、というふうに私は思っています。ですから当然に補助金も大切ではありますが、そういう意識を持った者を育てる教室と言いますかね、おそらく他町村はやっていると思いますよ。そういう意識を持った人間が一人、二人、三人と出てきますと、やっぱり何かのアクションがあります。ですから補助金があれば何とか、補助金が無くなったら終わる。先代の前の町長の時、三原で話をした事がありました。トマトを生産する出荷をする会社がありまして、三原でトマトを作っていただけませんか、っていう話がありました。それで生産者を会わせました。ところが意見の中で、もしトマトが出来なかった時はどうしてくれるの、補償してくれるの？っていう話が出まして、これはもう話にならないなど。その方は今、鳥取県かどこかへ行かれました。前の町長のラインで来られた方でした。もうひとつその前は学校給食、地産地消という事で学校給食で使う産物を三原で作ろうじゃないかと、これも生産者はやっぱり直接話をしてもらいました。今の教育長じゃないですよ、前の教育長の時に。それでその時に三原で出来る物と言ったら玉ねぎ、ジャガイモ、このぐらいだったら三原で作って学校給食に収めようじゃないか。ところが生産者は病気になれば出来ないのでからね、やっぱりその時はどうしようか、その時はやれんけえ一人じゃなしに二人で倍の面積を作っておこうじゃないか。そうすると倍作って両方出来ると今度は余りますから、今度は余剰野菜になる。じゃあその余剰野菜はそれじゃあ今言った道の駅とかで全部出せば良いじゃないかっていう話までいったんですが、これも結局は成立しませんでした。もうひとつ単価の問題もありましたけどね、そういうふうに地元で何か作って私たちが収めよう、自分達のところの学校給食のあの部分だけは自分達の作った物で対応したいとかね、やはり生産者の中で本当に熱い思いがなかなか無い。そういうところを育てるといえるのか、やっぱり役場が先に立ってやってもらおうと効くと思います。はい、よろしくお願いします。

議 長 終わりますか。
 (「いいえ、答弁をお願い致します。」の声あり。)

々 質問が良く分からないんですが。
 (「意識高揚の場を作っていただけたらどうか。」の声あり)

々 最初のところですね。番外谷川産業振興課長。

番外谷川産業振興課長 仰るとおり生産者の意識というのは非常に大切だと思います。やっぱりあの6次産業もそうですが、先ず生産の方がどういった意識でいろんな事をやっていかれるのかという事は大切な部分であろうと思います。そういう事で町としましても、どうやったら儲かるのかという部分でこういうふうにするのと儲かるなといろいろな情報提供も含めて少し動きをしていきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 最終的には一緒だと思うんですね。やっぱりそういう所に帰ってくると思います。ですからこういうふうな物を作っていただいたら、こういう形でしているところは倍増しますとか、その為にはブランドっていう事を言いましたけれども、やっぱり良い物を作っていただく。それで納税者にタダで配るような米じゃなくて、やっぱりちゃんと金の取れる米を作る、美味しい米を作るっていう事が大事だと思っております。それがやはり農家の所得の向上に繋がり、やはりその事によって、自分も農業へ足を一步入れてみようという若者が増えて来るんじゃないかという事を願っておりますので、是非ともよろしくお願いを致します。はい、終わります。

議 長 以上で、1項目めの「基幹産業の農業・林業の取り組みについて尋ねる」の質問を終了致します。

々 2項目めの「地籍調査について」に対する、答弁をお願い致します。
 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民生活課長 それでは、8番圓山議員の、「地籍調査について」のご質問の答弁を致します。川本町に於きまして、昭和46年度より国土調査法という法律に基づきまして地籍調査が行われて、平成23年度で終了を致したところがございます。この調査の基本的な流れと致しましては、1年目に所有者において一筆ごとに隣接地との境界を確認し杭を打っていただく一筆調査。2年目には、この一筆調査に基づきまして細部測量を行い、地積図及び地籍簿を作成し、20日間の閲覧に供しております。この段階で成果に誤りがあれば修正を行

番外鉦町民
生活課長 っております。そして3年目には、国の承認と県知事の認証を受けて、法務局へ登記を行うという事になります。

そして、地籍調査は一筆ごとの所有者・地目・面積・筆界を調査し、その成果を図面と簿冊に記録していくものでございますので、調査に際して必ず土地所有者等の確認を得なければならない事となっております。

また、あくまでも地籍調査事業は、境界を決定するものではなく、境界を調査し確認するものでありますので、境界の決定等につきましては、所有者当事者間での個々の問題でありますので、ご理解のほどよろしくお願いを致します。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員 先般、私事であれなんです、墓地の移転という場に立ち会いまして、それでその家の財産目録それから墓地台帳、地積図、これをみんな見せていただきまして、現在有る墓地が何処にも書いてなかったというのに出会いまして、それでどういう事かなと思ひましてね、その墓地の廻りには余所の家の墓地が登記してあると。その墓地は100年、200年、300年ぐらいの墓地ですから、それはそのまま現在でも有るんです。ところが何処にも文書化した物が無い。これは勝手に動かして良いんですかね。そういう疑問にあたりまして、おそらくこれは墓地ですから、どこかで墓地台帳か地積図の中には載っているんだろうと思って全部見せてもらったんですが、無いところがある。当時おそらく現状登記という形ですから内緒で作っている墓地も、その当時に墓地であれば墓地でという形で登記をされた家もあります。ところが昔からある墓地はそのまま登記されていないという所に出会いましてね、それも今の話でしたら所有者に相談をして、話をして所有者が「うん」と言ったかどうか、もうその所有者は亡くなっていますけども、こういう場合はどういうふうに例えば見直しとか再度、墓地ですからそうそう難しくはないでしょうが、線を入れるのかという方法が有るのか無いのかを尋ねている。

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民
生活課長 その当時の地籍調査でございますので、何れに致しましても調査をした段階で確認をせずに、そのまま登記をするという事は有り得ない事でございます。ですからその当時の調査につきましては、ちょっと何時の調査かは今直ぐには分かりませんが、何れにしましてもそれは確認をした上で登記をしているというふうに思っております。以上です。

議 長 8番圓山議員。

8番
圓山議員 確認をした上で登記をしているという事ですか。いや、その登記が無いんです。物は有ります。もし何でしたら現場を案内しますけど。そういうふうな事をどうすれば良いかっていう、地籍というのは当時は内緒でお墓を作られている人も随分有りましたよね。勝手にお墓を作って地籍調査が入った段階でこれは墓地という形で登記されたという物もあるんです。ところが何百年も前からある墓地が登記されていない。それは地主が所有者がOKという事を言って承諾をしたと、したからそうなっているというふうに解釈して良いんですか。

(「はい」の声あり)

じゃあ有る物は墓地で無いという事ですね。撤去しても良い、或る意味でそれは島大の先生が一遍発掘調査をさせてくれと言ったぐらいの墓地なんです。

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民
生活課長 ちょっと現場がよく私も理解していませんので、その辺のところは何とも言えませんが、ただその段階で何時の地籍調査かちょっと分かりませんが、その時にそういう調査員が確認をして先ほども言いましたように確認をしてそうしたところで登記をしている訳でございますから、ただその地籍をですね又それを見直すとかそういった事については出来ないものというふうに考えております。ただ・・・以上です。

議 長 8番圓山議員。

8番
圓山議員 要はそういうものは実在して良いのかどうかっていうのが先ず1つ、それで地籍の図面の中では何にもない更地だから撤去しても良いのか。それから若しくは「それは、ならん」とか、と言いますのはちょうど偶々そういう移転の事に関わりましたので、どうすりゃ良いんだろうかっていう問題。勝手にしても良いって事になれば鉦課長が良いって言ったから勝手にしますけれども、そういう答が何処かで何かあると思うんです。

議 長 番外鉦町民生活課長。番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民
生活課長 その辺は今ですね、なかなかここで直ぐ「それじゃあ分かりました」という事はなかなか答弁出来ませんので、その辺は又ちょっと法務局等にも相談してみないとやれないと思いますが、ただ何れにしましてもその当時の地籍というものが確実に行われているというのは確かだと思いますので、ちょっとその辺は地籍調査というものは再調査というものは国土調査法に則っての事は出来ません。ただ議員が今仰るのでありましたら、現地をですね見るという事は必要かと思えます。ただそれで必ずしも調査をやり直すとか、そう

番外鉦町民
生活課長 いった事にはなりませんので、その辺は悪しからずよろしくお願いします。
以上です。

議 長 8 番圓山議員。

8 番
圓山議員 是非とも現地を見ていただいて、答えを出していただきたいと思います。
場合によっては私が思うのは、それを動かして良いかどうか。それであれば
当然それなりの手続きを経てすれば良いわけですからね。ところが何も無い
物に対して許可を取る必要は無いですからね。はい、それと同じように地籍
の問題の中では随分こういう事を聞きます。「自分らも高齢だし、その境
まで行ってここからここがうちのだよって言うのに現地までよう行かんか
ら、役場の担当者に宜しく頼みます。」。役場だから全面的に信用して印鑑
を押している、っていう話も聞きます。それはだから怠慢でも何でもなくし
て、そこへ本人が登る事は出来ない。特に因原などは山が高いですからね。
そういう所まで、ここからここまではうちのだとか、そういう立ち会いが
出来ない、いちばん最初の線引きの段階でね、という話も聞きます。ですから
いろんな意味でその誤差というのはあちこち生じるかも分かりませんが、あ
くまでもそれは隣民の話で整理してくれと仰れば、それはそれで良いと思
いますけれども。今、言ったような地積図の中から消えているものはどうす
れば良いのかっていうのが単純な疑問でありました。何れも現地を見ていた
だいてそれなりの答えを出していただきたいと思います。以上です。終わりま
す。

議 長 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終了致します。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了致しました。

々 これをもって散会と致します。
お疲れ様でございました。

(午後 1 時 4 5 分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容にお
いて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員